

令和 7 年

壱岐市議会定例会 1 2 月会議議案

(令和 7 年 1 2 月 5 日提出分)

令和7年壱岐市議会定例会12月会議議案

- 報告第14号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 報告第15号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 議案第49号 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第50号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第51号 壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第52号 壱岐市税条例の一部改正について
- 議案第53号 壱岐市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第54号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第55号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第56号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第57号 壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例の制定について
- 議案第58号 壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第59号 壱岐市火災予防条例の一部改正について
- 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）
- 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）
- 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）
- 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）

議案第 64 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）

議案第 65 号 令和 7 年度壱岐市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 66 号 令和 7 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 67 号 令和 7 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 68 号 令和 7 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

報告第14号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

専決第4号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年11月11日専決

壱岐市長 篠原一 生

記

1 損害賠償の相手方

壱岐市郷ノ浦町 個人

2 損害賠償額

291, 240円

3 損害賠償の理由

令和7年7月30日午後3時20分頃、郷ノ浦町片原触の市道片原若松線において、壱岐市農業機械銀行振興会職員が運転する公用車が右折する際、右方向より直進してきた対向車と衝突し、公用車の右前方部バンパーと、損害賠償の相手方である対向車の後部側面ボディー一部が接触し損傷させた。

報告第15号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

専決第5号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年11月11日専決

壱岐市長 篠原一 生

記

1 損害賠償の相手方

壱岐市芦辺町 個人

2 損害賠償額

157,000円

3 損害賠償の理由

令和7年10月7日午前9時50分頃、壱岐市芦辺町住吉東触728番地1、壱岐市クリーンセンターのプラットフォーム内において、壱岐市環境管理組合職員が運転する壱岐市公用車（フォークリフト）が作業中、方向転換のためバックする際に後方の安全確認を怠り、損害賠償の相手方である個人所有の車両が方向転換のため停止していたところに接触し、相手方の車両が損傷した。

議案第49号

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員の意向確認等に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年壱岐市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「定める者」の次に「（第23条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第23条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第23条の2 任命権者は、壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 壱岐市職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第23条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
(勤務環境の整備に関する措置)

第23条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第50号

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による部分休業制度の拡充に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第21条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第21条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の壱岐市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「19時間22分」と、同条第2号中「10」とあるのは「2」とする。

議案第51号

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

市職員による公金の私的流用の不祥事に伴い、行政責任を明確にするため、市長及び副市長の現行の給料を1カ月間、10分の1減額するものである。

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号。以下「市長等給与条例」という。）に規定する市長及び副市長の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長及び副市長の給料月額の減額)

第2条 市長及び副市長の給料の額は、令和8年1月に係るものに限り、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(壱岐市長の給与の特例に関する条例の廃止)

2 壱岐市長の給与の特例に関する条例（令和4年壱岐市条例第6号）は、廃止する。

議案第 52 号

壱岐市税条例の一部改正について

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

壱岐市長 篠原一 生

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退

職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡し若しくは消費等(次項において「壳渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加

熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に
0. 1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等
の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げ
る規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）第
18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達に
ついて適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和
8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個
人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の
2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額
(特定親族 (同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3
の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。) (前年の合
計所得金額が85万円以下であるものに限る。) に係るものと除く。)」と
あるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定
の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例
第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36
条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行
日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の壱岐市税条例（以下「旧条
例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出し

た旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について
は、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、壱岐市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 壱岐市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、そ

の端数を切り捨てるものとする。

議案第 5 3 号

壱岐市立幼稚園条例の一部改正について

壱岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

(提案理由)

令和 8 年 3 月 3 1 日をもって壱岐市立勝本幼稚園及び壱岐市立箱
崎幼稚園を閉園するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例

壱岐市立幼稚園条例（平成16年壱岐市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条の表壱岐市立勝本幼稚園の項、壱岐市立箱崎幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第54号

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、虐待通報義務が創設されたため、所要の改正を行うものである。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

壱岐市長 篠原一 生

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、虐待通報義務が創設されたため、所要の改正を行うものである。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年壱岐市条例第22号) の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例の制定について

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

壱岐市長 篠原一 生

(提案理由)

壱岐市国民健康保険直営診療所の閉院に伴い、関連する条例の廃止及び所要の改正を行うものである。

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例

(壱岐市国民健康保険直営診療所条例及び壱岐市国民健康保険直営診療所財政調整基金条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 壱岐市国民健康保険直営診療所条例（平成16年壱岐市条例第137号）
- (2) 壱岐市国民健康保険直営診療所財政調整基金条例（平成16年壱岐市条例第72号）

（壱岐市特別会計条例の一部改正）

第2条 壱岐市特別会計条例（平成16年壱岐市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「・診療施設事業」を削る。

（壱岐市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 壱岐市国民健康保険条例（平成16年壱岐市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、次に掲げる」を「に必要な」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、第1条の規定による廃止前の壱岐市国民健康保険直営診療所条例及び壱岐市国民健康保険直営診療所財政調整基金条例、第2条の規定による改正前の壱岐市特別会計条例並びに第3条の規定

による改正前の壱岐市国民健康保険条例の規定によりなされた処分、手続その他他の行為は、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正前の壱岐市特別会計条例第1条第2号の壱岐市国民健康保険事業特別会計のうち、診療施設事業における出納整理期間は、令和8年5月31日までとし、その後の債権債務及びその他財産は、一般会計において承継するものとする。

議案第 58 号

壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

壱岐市長 篠原一 生

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年壱岐市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

第7条第1項第1号中「第5条第1項第1号」を「第5条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

壱岐市火災予防条例の一部改正について

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

火災予防条例（例）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例

壱岐市火災予防条例（平成16年壱岐市条例第231号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

（第29条の2—第29条の7）

に改める。

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の

9）

」

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用

の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」の次に「第1項」を加える。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 60 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 7 年 12 月 5 日提出

壱岐市長 篠原一生

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 壱岐出会いの村

位置 壱岐市郷ノ浦町新田触 492 番地外

2 指定管理者

壱岐市郷ノ浦町新田触 492 番地

壱岐出会いの村振興会

会長 平田光弘

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

壱岐出会いの村の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 61 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 7 年 12 月 5 日提出

壱岐市長 篠原一生

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 壱岐市猿岩物産館

位置 壱岐市郷ノ浦町新田触 870 番地 1

2 指定管理者

壱岐市郷ノ浦町新田触 492 番地

壱岐出会いの村振興会

会長 平田光弘

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

壱岐市猿岩物産館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 62 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 7 年 12 月 5 日提出

壱岐市長 篠原一生

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 壱岐市営印通寺共同店舗

位置 壱岐市石田町印通寺浦 196 番地 3

2 指定管理者

壱岐市石田町印通寺浦 471 番地 9

石田町商店連盟

理事長 堀江 敬介

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

壱岐市営印通寺共同店舗の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第63号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 イルカパーク

位置 壱岐市勝本町東触2668番地3外

2 指定管理者

壱岐市芦辺町箱崎中山触404番地

IKI PARK MANAGEMENT 株式会社

代表取締役 高田 佳岳

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

イルカパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第64号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和7年12月5日提出

壱岐市長 篠原一生

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 壱岐市国民宿舎壱岐島荘

位置 壱岐市勝本町立石西触101番地

2 指定管理者

壱岐市勝本町立石西触101番地

一般財団法人壱岐市開発公社

理事長 品川 洋毅

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

令和 7 年度

一般会計補正予算書

(第 5 号)

壱 岐 市

議案第 65 号

令和 7 年度壱岐市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 196,359 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,962,051 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 月 5 日提出

壱岐市長 篠原一 生

第1表歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,850,000	58,174	9,908,174
	1 地方交付税	9,850,000	58,174	9,908,174
15 国庫支出金		3,017,597	46,360	3,063,957
	1 国庫負担金	1,875,892	45,000	1,920,892
	2 国庫補助金	1,131,384	1,360	1,132,744
16 県支出金		2,907,727	22,399	2,930,126
	1 県負担金	713,346	22,524	735,870
	2 県補助金	2,088,327	△125	2,088,202
20 繰越金		695,983	55,608	751,591
	1 繰越金	695,983	55,608	751,591
21 諸収入		209,598	8,818	218,416
	4 雑入	178,305	8,818	187,123
22 市債		1,979,600	5,000	1,984,600
	1 市債	1,979,600	5,000	1,984,600
歳入	合計	26,765,692	196,359	26,962,051

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		156,051	1,017	157,068
	1 議 会 費	156,051	1,017	157,068
2 総 務 費		5,463,917	8,897	5,472,814
	1 総 務 管 理 費	4,975,418	8,761	4,984,179
	4 選 挙 費	96,529	136	96,665
3 民 生 費		6,597,137	157,860	6,754,997
	1 社 会 福 祉 費	3,652,023	98,554	3,750,577
	2 児 童 福 祉 費	2,154,367	44,850	2,199,217
	3 生 活 保 護 費	781,210	14,456	795,666
4 衛 生 費		2,312,500	5,236	2,317,736
	1 保 健 衛 生 費	1,254,786	5,236	1,260,022
5 農 林 水 産 業 費		2,651,622	5,124	2,656,746
	1 農 業 費	1,193,278	500	1,193,778
	3 水 産 業 費	1,359,980	4,624	1,364,604
6 商 工 費		579,694	3,680	583,374
	1 商 工 費	579,694	3,680	583,374
7 土 木 費		1,659,477	7,607	1,667,084
	2 道 路 橋 り よう 費	744,452	0	744,452
	4 港 湾 費	273,485	300	273,785
	5 都 市 計 画 費	27,166	245	27,411
	7 住 宅 費	164,460	7,062	171,522
8 消 防 費		720,084	816	720,900
	1 消 防 費	720,084	816	720,900
9 教 育 費		2,337,605	6,122	2,343,727
	2 小 学 校 費	445,260	2,029	447,289
	3 中 学 校 費	317,682	2,293	319,975
	5 社 会 教 育 費	571,408	1,300	572,708
	6 保 健 体 育 費	116,249	500	116,749
歳 出	合 計	26,765,692	196,359	26,962,051

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	武生水保育所高圧受電設備改修工事	9,239
5 農林水産業費	1 農業費	郷ノ浦町堆肥センタートラックスケール更新工事	7,819
	2 林業費	治山事業	39,300
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	30,100
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	55,000
	7 住宅費	寺頭団地修繕工事	7,062
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	562,501
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	140,150
		公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）	52,150
		漁港関係公共土木施設災害復旧事業（現年災）	25,340
合 計			928,661

第3表 債務負担行為補正

1. 追加		(単位：千円)
事 項	期 間	限 度 額
壱岐出会いの村指定管理料	令和 8年度から令和10年度まで	75,000
猿岩物産館指定管理料	令和 8年度から令和10年度まで	8,400
印通寺共同店舗指定管理料	令和 8年度から令和10年度まで	1,200
イルカパーク指定管理料	令和 8年度から令和10年度まで	36,000

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	589,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	591,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
農林水産債	71,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	74,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税	9,850,000	58,174	9,908,174
15 国 庫 支 出 金	3,017,597	46,360	3,063,957
16 県 支 出 金	2,907,727	22,399	2,930,126
20 繰 越 金	695,983	55,608	751,591
21 諸 収 入	209,598	8,818	218,416
22 市 債	1,979,600	5,000	1,984,600
歳 入 合 計	26,765,692	196,359	26,962,051

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	156,051	1,017	157,068
2 総 務 費	5,463,917	8,897	5,472,814
3 民 生 費	6,597,137	157,860	6,754,997
4 衛 生 費	2,312,500	5,236	2,317,736
5 農 林 水 産 業 費	2,651,622	5,124	2,656,746
6 商 工 費	579,694	3,680	583,374
7 土 木 費	1,659,477	7,607	1,667,084
8 消 防 費	720,084	816	720,900
9 教 育 費	2,337,605	6,122	2,343,727
歳 出 合 計	26,765,692	196,359	26,962,051

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			1,017
			8,897
67,344	2,300		88,216
1,415			3,821
	2,700		2,424
			3,680
		7,062	545
			816
			6,122
68,759	5,000	7,062	115,538

2 歳 入

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税		9,850,000	58,174	9,908,174
	1 地方交付税	地方交付税		9,850,000	58,174
		1 地方交付税		9,850,000	58,174
15	国庫支出金		3,017,597	46,360	3,063,957
	1 国庫負担金	国庫負担金		1,875,892	45,000
		1 民生費国庫負担金		1,731,892	45,000
	2 国庫補助金	国庫補助金		1,131,384	1,360
		2 民生費国庫補助金		116,169	△31
		3 衛生費国庫補助金		42,845	1,391
16	県支出金		2,907,727	22,399	2,930,126
	1 県負担金	県負担金		713,346	22,524
		2 民生費県負担金		617,914	22,500
		3 衛生費県負担金		3,750	24
	2 県補助金	県補助金		2,088,327	△125
		2 民生費県補助金		161,116	△125
20	繰越金		695,983	55,608	751,591
	1 繰越金	繰越金		695,983	55,608
		1 繰越金		695,983	55,608
21	諸収入		209,598	8,818	218,416
	4 雜入	雜入		178,305	8,818
		3 雜入		174,267	8,660
	5 過年度収入		2	158	160

11 地方交付税 - 21 諸収入
(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	58,174	普通交付税 58,174

1 社会福祉費負担金	45,000	自立支援給付費負担金 45,000
2 児童福祉費補助金	△31	子ども子育て支援交付金 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 △125 94
1 保健衛生費補助金	1,391	疾病予防対策事業費等補助金 1,391

1 社会福祉費負担金	22,500	自立支援給付費負担金 22,500
1 保健衛生費負担金	24	予防接種事故対策費負担金 24
3 児童福祉費補助金	△125	地域子ども・子育て支援事業費補助金 △125

1 繰越金	55,608	前年度繰越金（純繰越分） 55,608

19 雜入（農林課）	1,598	補助金返還金 1,598
22 雜入（建設課）	7,062	公営住宅火災共済給付金 7,062
1 過年度収入（国庫支出金）	86	過年度収入（国庫支出金） 86
2 過年度収入（県支）	72	過年度収入（県支出金） 72

款	項	目	補正前の額	補正額	計

22	市債	1,979,600	5,000	1,984,600
	1 市債	1,979,600	5,000	1,984,600
	2 過疎対策事業債	826,200	2,300	828,500
	5 農林水産債	71,800	2,700	74,500

21 諸収入 - 22 市債
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
出金)		

1 過疎対策事業債	2,300	過疎対策事業債
3 公共事業等債	2,700	公共事業等債

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1	議会費	156,051	1,017	157,068				1,017	
	1 議会費	156,051	1,017	157,068				1,017	
	1 議会費	156,051	1,017	157,068				1,017	
2	総務費	5,463,917	8,897	5,472,814				8,897	
	1 総務管理費	4,975,418	8,761	4,984,179				8,761	
	5 財産管理費	88,100	709	88,809				709	
	6 企画費	2,831,070	5,552	2,836,622				5,552	
	7 情報管理費	593,523	2,500	596,023				2,500	
	4 選挙費	96,529	136	96,665				136	
	1 選挙管理委員会費	11,750	136	11,886				136	
3	民生費	6,597,137	157,860	6,754,997	67,344	2,300		88,216	
	1 社会福祉費	3,652,023	98,554	3,750,577	67,500			31,054	
	1 社会福祉総務費	1,370,119	97,742	1,467,861	67,500			30,242	

1 議会費 - 3 民生費
(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	515	消耗品費	515
11 役務費	352	通信運搬費 電話料 手数料 事務処理手数料	△56 408
13 使用料及び 賃借料	150	賃借料 OA機器借上料	150

10 需用費	709	光熱水費	709
18 負担金、補助 及び交付金	4,152	事業費補助金 定住奨励事業	4,152
22 償還金、利子 及び割引料	1,400	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	1,200 200
10 需用費	2,500	修繕料 施設修繕料（その他）	2,500
22 儞還金、利子 及び割引料	136	返納金 県支出金精算返納金	136

7 報償費	60	賞賜金（品） 退職慰労金等	60
19 扶助費	90,000	扶助費 障害福祉サービス費	90,000
22 儞還金、利子 及び割引料	7,682	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	5,290 2,392

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
2	4 国民健康保険事業費	330,466	688	331,154				688	
	5 介護保険事業費	658,223	124	658,347				124	
	児童福祉費	2,154,367	44,850	2,199,217	△156	2,300		42,706	
	1 児童福祉総務費	346,240	10,679	356,919	△250			10,929	
	2 児童措置費	982,109	29,368	1,011,477				29,368	
	3 母子福祉費	6,546	429	6,975	94			335	
	4 保育所費	813,251	4,374	817,625		2,300		2,074	
	3 生活保護費	781,210	14,456	795,666				14,456	
	1 生活保護総務費	75,938	14,456	90,394				14,456	

4	衛生費	2,312,500	5,236	2,317,736	1,415			3,821
1	保健衛生費	1,254,786	5,236	1,260,022	1,415			3,821
1	保健衛生総務費	475,367	3,365	478,732	1,391			1,974

3 民生費 - 4 衛生費
(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	594	会計年度任用職員報酬	594
4 共 濟 費	108	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料	40 68
8 旅 費	23	費用弁償	23
27 繰 出 金	△37	国民健康保険事業特別会計繰出金	△37
27 繰 出 金	124	介護保険事業特別会計繰出金	124
12 委 託 料	△375	一般業務委託料 病児保育	△375
22 償還金、利子 及び割引料	11,054	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	5,825 5,229
22 償還金、利子 及び割引料	29,368	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	29,058 310
19 扶 助 費	126	扶助費 母子家庭自立支援給付金	126
22 償還金、利子 及び割引料	303	返納金 国庫支出金精算返納金	303
14 工 事 請 負 費	2,586	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
22 償還金、利子 及び割引料	1,788	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	894 894
22 償還金、利子 及び割引料	14,456	返納金 国庫支出金精算返納金	14,456

22 償還金、利子 及び割引料	3,365	返納金 国庫支出金精算返納金

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源		一般財源
					国県支出金	地方債	
	2 予防費	87,031	1,871	88,902	24		1,847

5	農林水産業費	2,651,622	5,124	2,656,746		2,700		2,424
1	農業費	1,193,278	500	1,193,778				500
3	農業振興費	163,985	500	164,485				500
3	水産業費	1,359,980	4,624	1,364,604		2,700		1,924
3	漁港管理費	150,795	4,624	155,419		2,700		1,924
4	漁港漁場整備費	388,625	0	388,625				

6	商工費	579,694	3,680	583,374				3,680
1	商工費	579,694	3,680	583,374				3,680
2	商工振興費	173,047	1,680	174,727				1,680
4	観光費	282,122	2,000	284,122				2,000

7	土木費	1,659,477	7,607	1,667,084			7,062	545
2	道路橋りょう費	744,452	0	744,452				
3	道路橋りょう	533,075	0	533,075				

4 衛生費 - 7 土木費
(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
		県支出金精算返納金 453
19 扶助費	33	扶助費 障害年金 33
22 償還金、利子 及び割引料	1,838	返納金 国庫支出金精算返納金 補助金精算返納金 161 1,677

12 委託料	500	一般業務委託料 イノシシ捕獲 500
10 需用費	1,624	光熱水費 修繕料 施設修繕料（その他） 624 1,000
18 負担金、補助 及び交付金	3,000	負担金 県営漁港事業 3,000
12 委託料	△5,000	建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務 △5,000
14 工事請負費	5,000	建設工事費（インフラ資産） 新規整備工事

18 負担金、補助 及び交付金	1,680	事業費補助金 たばこ販売店経営緊急支援 1,680
18 負担金、補助 及び交付金	2,000	事業費補助金 島外スポーツ団体等誘致促進助成金 2,000

14 工事請負費	3,906	建設工事費（インフラ資産）

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源		一般財源
					国県支出金	地方債	
	新設改良費						
4	港湾費	273,485	300	273,785			300
	1 港湾管理費	273,485	300	273,785			300
5	都市計画費	27,166	245	27,411			245
	2 公園費	25,731	245	25,976			245
7	住宅費	164,460	7,062	171,522			7,062
	1 住宅管理費	77,775	7,062	84,837			7,062

8	消防費	720,084	816	720,900				816
1	消防費	720,084	816	720,900				816
	1 常備消防費	527,958	816	528,774				816

9	教育費	2,337,605	6,122	2,343,727				6,122
2	小学校費	445,260	2,029	447,289				2,029
	1 学校管理費	371,917	2,029	373,946				2,029
3	中学校費	317,682	2,293	319,975				2,293
	1 学校管理費	221,473	1,405	222,878				1,405
5	2 教育振興費	96,209	888	97,097				888
	社会教育費	571,408	1,300	572,708				1,300
	2 青少年育成費	11,080	300	11,380				300
	4 公民館費	172,512	1,000	173,512				1,000

7 土木費 - 9 教育費
(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
		改修工事	
16 公有財産購入費	94	土地購入費 土地購入費（インフラ資産）	94
21 補償、補填及び賠償金	△4,000	補償費（インフラ資産） 補償費	△4,000
10 需用費	300	修繕料 施設修繕料（その他）	300
10 需用費	245	修繕料 施設修繕料（その他）	245
14 工事請負費	7,062	維持補修工事費 維持補修工事（その他）	

10 需用費	816	光熱水費

10 需用費	2,029	光熱水費
10 需用費	1,405	光熱水費
18 負担金、補助及び交付金	888	負担金 市中学校体育連盟
18 負担金、補助及び交付金	300	事業費補助金 子ども夢プラン応援補助金
10 需用費	1,000	修繕料 施設修繕料（その他）

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	6 保健体育費	116,249	500	116,749				500	
	1 保健体育総務費	116,249	500	116,749				500	

9 教育費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	500	負担金 スポーツ合宿拠点づくり推進事業負担金 500

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(463) 553	558,631	1,870,558	1,536,042	3,965,231	750,585	4,715,816	
補正前	(462) 553	558,037	1,870,558	1,536,042	3,964,637	750,477	4,715,114	
比較	(1) 594				594	108	702	

※()内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後	54,117	11,676	28,112	34,731	120,616	2,311	480	5,772	18,630	30,784
	補正前	54,117	11,676	28,112	34,731	120,616	2,311	480	5,772	18,630	30,784
	比較										
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	501,332	407,873	56,130	256,661	997	1,363	3,030	514	913	1,536,042
	補正前	501,332	407,873	56,130	256,661	997	1,363	3,030	514	913	1,536,042
	比較										

(1) - 1 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(463) 179	558,631	453,987	419,260	1,431,878	262,498	1,694,376	
補正前	(462) 179	558,037	453,987	419,260	1,431,284	262,390	1,693,674	
比較	(1) 594				594	108	702	

※()内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後			8,550	2,659	13,055			968		
	補正前			8,550	2,659	13,055			968		
	比較										
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	179,561	147,327	5,490	61,356		294				419,260
	補正前	179,561	147,327	5,490	61,356		294				419,260
	比較										

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 : 千円)

区分	前々年度末 現在高	前年 度在 高	当該年度 中増減見込	当該年度 末	
				当該年度 中 起債見込額	当該年度 中 元金償還見込額
1. 普通債	17,874,228	17,553,967	2,224,200	2,520,098	17,258,069
(1) 総務	142,710	169,912	75,300	9,103	236,109
(2) 民生	47,929	121,464	78,400	3,722	196,142
(3) 衛生	120,600	247,300	122,700	1,591	368,409
(4) 農林水産	724,822	675,333	90,900	107,920	658,313
(5) 商工	82,203	71,238	1,700	10,966	61,972
(6) 土木	529,962	657,670	352,100	54,448	955,322
(7) 公営住宅	1,202,278	1,269,899	68,700	61,245	1,277,354
(8) 消防	237,316	270,751	49,500	17,598	302,653
(9) 教育	773,678	754,491	129,700	76,855	807,336
(10) 辺地	1,794,836	1,795,826	319,800	248,362	1,867,264
(11) 過疎	6,942,762	7,255,239	935,400	1,081,977	7,108,662
(12) 合併特例	5,275,132	4,264,844	0	846,311	3,418,533
2. 災害復旧債	592,930	531,456	172,700	91,657	612,499
(1) 補助	230,195	196,781	58,200	38,829	216,152
(2) 单独	362,735	334,675	114,500	52,828	396,347
3. その他	5,327,349	4,854,715	0	526,062	4,328,653
(1) 臨時財政対策債	5,296,703	4,828,446	0	521,684	4,306,762
(2) 減収補填債	30,646	26,269	0	4,378	21,891
(3) 臨時税収債 補填債	0	0	0	0	0
合計	23,794,507	22,940,138	2,396,900	3,137,817	22,199,221

令和 7 年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書

(第 1 号)

壱 岐 市

議案第 6 号

令和 7 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
7,035 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
3,308,105 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 7 年 1 月 5 日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

第1表歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		1,200	37	1,237
	1 国 庫 補 助 金	1,200	37	1,237
4 県 支 出 金		2,500,533	4,000	2,504,533
	1 県 補 助 金	2,500,533	4,000	2,504,533
6 繰 入 金		288,121	△37	288,084
	1 他会計繰入金	288,120	△37	288,083
7 繰 越 金		1	3,035	3,036
	1 繰 越 金	1	3,035	3,036
歳 入 合	計	3,301,070	7,035	3,308,105

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		27,318	0	27,318
	1 総 務 管 理 費	24,545	0	24,545
2 保 険 給 付 費		2,437,728	4,000	2,441,728
	1 療 養 諸 費	2,057,664	4,000	2,061,664
8 諸 支 出 金		4,115	3,035	7,150
	1 償 返 金 及 び 還 付 加 算 金	4,114	3,035	7,149
歳 出	合 計	3,301,070	7,035	3,308,105

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金	1,200	37	1,237
4 県 支 出 金	2,500,533	4,000	2,504,533
6 繰 入 金	288,121	△37	288,084
7 繰 越 金	1	3,035	3,036
歳 入 合 計	3,301,070	7,035	3,308,105

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	27,318	0	27,318
2 保 険 給 付 費	2,437,728	4,000	2,441,728
8 諸 支 出 金	4,115	3,035	7,150
歳 出 合 計	3,301,070	7,035	3,308,105

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
37		△37	
4,000			
			3,035
4,037		△37	3,035

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,200	37	1,237
	国庫補助金	1,200	37	1,237
	4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	37	37

4	県支出金	2,500,533	4,000	2,504,533
1	県補助金	2,500,533	4,000	2,504,533
	1 保険給付費等交付金	2,500,533	4,000	2,504,533

6	繰入金	288,121	△37	288,084
1	他会計繰入金	288,120	△37	288,083
	1 一般会計繰入金	288,120	△37	288,083

7	繰越金	1	3,035	3,036
1	繰越金	1	3,035	3,036
	1 その他繰越金	1	3,035	3,036

3 国庫支出金 - 7 繰越金
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	37	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 37

1 普通交付金	4,000	普通交付金 4,000

4 職員給与費等繰入金	△37	職員給与費等繰入金 △37

1 その他繰越金	3,035	その他繰越金 3,035

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源		一般財源
					国 績 支 出 金	地 方 債	
1	総務費	27,318	0	27,318	37		△37
	1 総務管理費	24,545	0	24,545	37		△37
	1 一般管理費	22,418	0	22,418	37		△37

2	保険給付費	2,437,728	4,000	2,441,728	4,000			
	1 療養諸費	2,057,664	4,000	2,061,664	4,000			
	2 一般被保険者療養費	12,000	4,000	16,000	4,000			

8	諸支出金	4,115	3,035	7,150				3,035
	1 償還金及び 還付加算金	4,114	3,035	7,149				3,035
	1 一般被保険者保険税還付金	4,000	1,500	5,500				1,500
	6 特定健康診査等負担金償還金	1	1,535	1,536				1,535

1 総務費 - 8 諸支出金
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

18 負担金、補助及 び交付金	4,000	給付費 一般被保険者療養費 4,000

22 償還金、利子 及び割引料	1,500	還付金 過誤納還付金 1,500
22 償還金、利子 及び割引料	1,535	償還金 特定健康診査等負担金償還金 1,535

令和 7 年度

後期高齢者医療事業特別会計補正予算書

(第 1 号)

壱 岐 市

議案第 6 7 号

令和 7 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,988 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 446,292 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

第1表歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者 医療保険料		273,738	4,988	278,726
	1 後期高齢者 医療保険料	273,738	4,988	278,726
歳 入	合 計	441,304	4,988	446,292

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		436,403	4,988	441,391
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	436,403	4,988	441,391
歳 出	合 計	441,304	4,988	446,292

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後期高齢者 医療保険料	273,738	4,988	278,726
歳 入 合 計	441,304	4,988	446,292

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	436, 403	4, 988	441, 391
歳 出 合 計	441, 304	4, 988	446, 292

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一般財源	
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			4,988
			4,988

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	後期高齢者医療保険料	273,738	4,988	278,726
	1 後期高齢者医療保険料	273,738	4,988	278,726
	1 後期高齢者医療保険料	273,738	4,988	278,726

1 後期高齢者医療保険料
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	4,988	特別徴収保険料 普通徴収保険料 3,990 998

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2	後期高齢者 医療広域連 合納付金	436,403	4,988	441,391				4,988	
	1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	436,403	4,988	441,391				4,988	
	1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	436,403	4,988	441,391				4,988	

2 後期高齢者医療広域連合納付金
(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及 び交付金	4,988	給付費 後期高齢者医療保険料負担金 4,988

令和 7 年度

介護保険事業特別会計補正予算書

(第 2 号)

壱 岐 市

議案第 68 号

令和 7 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,626 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,882,572 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 5 日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

第1表歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		1,059,439	247	1,059,686
	2 国 庫 補 助 金	447,697	247	447,944
4 支 払 基 金 交 付 金		992,588	267	992,855
	1 支 払 基 金 交 付 金	992,588	267	992,855
5 県 支 出 金		558,706	124	558,830
	1 県 負 担 金	558,706	124	558,830
7 繰 入 金		634,390	124	634,514
	1 一般会計繰入金	582,198	124	582,322
8 繰 越 金		18,318	864	19,182
	1 繰 越 金	18,318	864	19,182
歳 入	合 計	3,880,946	1,626	3,882,572

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		48,554	307	48,861
	3 介護認定審査会費	43,853	307	44,160
3 地域支援事業費		329,695	990	330,685
	2 一般介護予防事業費	52,777	990	53,767
6 諸支出金		43,455	329	43,784
	1 償還金及び 還付加算金	43,455	329	43,784
歳出	合計	3,880,946	1,626	3,882,572

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金	1,059,439	247	1,059,686
4 支払基金交付金	992,588	267	992,855
5 県支出金	558,706	124	558,830
7 繰入金	634,390	124	634,514
8 繰越金	18,318	864	19,182
歳入合計	3,880,946	1,626	3,882,572

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	48,554	307	48,861
3 地 域 支 援 事 業 費	329,695	990	330,685
6 諸 支 出 金	43,455	329	43,784
歳 出 合 計	3,880,946	1,626	3,882,572

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			307
371		391	228
			329
371		391	864

2 歳 入

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,059,439	247	1,059,686	
	国庫補助金	447,697	247	447,944	
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	54,533	247	54,780	
4	支払基金交付金	992,588	267	992,855	
	支払基金交付金	992,588	267	992,855	
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	58,895	267	59,162	
5	県支出金	558,706	124	558,830	
	県負担金	558,706	124	558,830	
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	27,265	124	27,389	
7	繰入金	634,390	124	634,514	
	一般会計繰入金	582,198	124	582,322	
	1 一般会計繰入金	582,198	124	582,322	
8	繰越金	18,318	864	19,182	
	繰越金	18,318	864	19,182	
	1 繰越金	18,318	864	19,182	

3 国庫支出金 - 8 繰越金
(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	247	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	247

1 現年度分	267	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金
		267

1 現年度分	124	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金
		124

1 一般会計繰入金	124	一般会計繰入金（給付費）
		124

1 繰越金	864	前年度繰越金（保険課）
		864

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	48,554	307	48,861				307
	3 介護認定審査会費	43,853	307	44,160				307
	2 認定調査費	33,548	307	33,855				307
3	地域支援事業費	329,695	990	330,685	371		391	228
	2 一般介護予防事業費	52,777	990	53,767	371		391	228
	1 一般介護予防事業費	52,777	990	53,767	371		391	228
6	諸支出金	43,455	329	43,784				329
	1 償還金及び 還付加算金	43,455	329	43,784				329
	2 償還金	42,755	329	43,084				329

1 総務費 - 6 諸支出金
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	307	一般業務委託料 認定調査 307

12 委託料	990	一般業務委託料 介護予防普及啓発事業 990

22 償還金、利子 及び割引料	329	返納金 国庫支出金精算返納金 329